

案の案件につきまして説明を終わります。

○議長(貫井喜代次君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

○九番(竹田政勝君)

これより本二案に対する質疑を行います。

本条例が制定されて百分の七十に相当する減額というところでございますが、面的なつながりについて〇・一五ヘクタール並びに〇・二ヘクタールということがございますけれども、福生市の緑を守り育てる条例においては面的つながりのある場合セアールというふうになっておったが、このたびのこの条例に福生市の緑を守り育てる条例の七条の規定が適用できるのかどうか。

○経済課長(森田進君)

現在の緑地保全制度でございますけれども、

昨年の九月に条例化いたしました緑の条例に従いまして、現在市内のA・B農地、あるいは樹林地等の保全を行っているわけでございます。御指摘のように面積についてはセアールを基準としてございます。奨励金の交付額につきましては、一応固定資産税、都市計画税の二分の一、五〇％を対象にしております。今回、税条例の改正が行われまして、それに伴

いまして、セアールから十アール、あるいはセアールから十五アール未満の市の現条例に基づきます制度については、この税条例の適用から除かれるわけでございますが、その除かれた分につきましては、現在の市の条例の中で税条例の改正割合、セアールに匹敵するもので五十一年度からしていきいたい。その割合で奨励金の額の引き上げをしていきいたい、そのように考えております。

○九番(竹田政勝君)

そうすると十アール以下のセアールでも該当するかと考えてよろしいですか。なお、セアールに足りない場所、セアールに近い場所で、回

りに家ができて、面的なつながりがないという場所においても、災害の場合などの避難地といった場合、大いに利用できるのではないかとすることも考えまして、セアールに近い場所は減額対象になるように配慮していただきた

○議長(貫井喜代次君)

以上で質疑を終わります。

○九番(竹田政勝君)

この際動議を提出いたします。

については、総務委員会に付託し、審査せしめられんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（貫井喜代次君） お諮りいたします。

ただいま竹田政勝君から所定の賛成者を得て、本二案はともに総務委員会に付託し、審査せしめられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（貫井喜代次君） 御異議なしと認めます。よって議案第四十

五号及び議案第四十六号の二案は総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（貫井喜代次君） 日程第八議案第四十七号 福生市農地課税審議会

条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（税務課長 島田 猛君登壇）

○税務課長（島田 猛君） ただいま議題とされました議案第四十七号 福生市

農地課税審議会条例につきまして、提案理由と条例内容について御説明いたします。

五十一年度から五十三年度までの各年度の固定資産税と都市計画税につきまして、A・B農地所有者が五十三年度までの三年間、その農地を耕作の用に供する場合、所有者の申請に基づく減税の可否等につきまして、市長の諮問に対し、審議するために設置しようとするものでございます。

第一条は審議会の設置条文で、市長の諮問機関として設けるものとしたものです。

第二条におきましては審議会の所掌事項の関係を規定したもので、A・B農地の減税について調査審議し、その結果を答申することを内容とするものでございます。

第三条は審議会の委員に関する規定で、第一項ではその定数は五人とし、第二項におきましてその委嘱のための区分配分を定めたもので、前回の編成と同じで、農業に関し学識経験を有する者二名、都市計画

に關し學識經驗を有する者二名、その他學識經驗を有する者一名、都合五名としたわけでございます。第三項では委員の任期と欠員時の補欠委員の任期について規定したものでございます。

第四條は会長についての規定で、審議会に会長を置き、二項では会長は委員五人の互選と規定し、三項では会長は審議会の会務を総理するようにし、四項では会長に事故、又は欠けた場合の方法として、代理者には会長があらかじめ指名する委員が行うようにしたわけでございます。

第五條では審議会の会議に関する規定で、会議は会長が招集し、かつ、会議の議長となることを規定いたし、二項では、会議は委員の半数以上の出席で成立するようにし、三項では議案の採決は多数決で決定し、可否同数のときは会長が決定するようになっています。

第六條では審議会上必要な資料提出、出席説明を要するときは、市長に対し協力を求めることができると規定したものです。

第七條におきましては、審議会の事務処理につきまして職員二名を置くことにし、二項ではその任命方法を定め、三項では職員は会長の指揮

を受けて審議会の庶務を処理するようにしたわけでございます。

第八條では審議会の運営上の細目につきましては委任条項として決めたものでございます。

附則におきましては第一條で本条例の施行日は公布の日とし、第二條では審議会の最初の会議招集は、会長がまだ決まっておりますので、その招集を市長がこの議長になって、議事を進めるようにした次第でございます。

何とぞ慎重審査を賜りまして、原案につきまして御可決くださるようお願い申し上げます。

○議長(貫井喜代次君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

○九番(竹田政勝君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第四十七号については、総務委員

会に付託し、審査せしめられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) お諮りいたします。

ただいま竹田政勝君から所定の賛成者を得て、本案は総務委員会に付託し、審査せしめられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。よって議案第四十七号は総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(貫井喜代次君) 日程第九議案第四十八号福生市基本構想

審議会条例を廃止する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(企画財政課長 上野重勝君登壇)

○企画財政課長(上野重勝君) 御指名をいただきましたので、議案第

四十八号について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、去る四十九年六月に制定されました福生市基本構想審議会条例を廃止しようとするものでございます。福生市の基本構想は

五十一年二月の臨時会におきまして議決をいただきましたので、本条例はその目的を達しましたため、廃止しようとするものでございます。

以上でございます。

○議長(貫井喜代次君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

○九番(竹田政勝君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第四十八号については、委員会付託及び討論を省略し、原案のとおり可決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) お諮りいたします。

ただいま竹田政勝君から所定の賛成者を得て、本案は委員会付託及び討論を省略し、原案どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

御異議なしと認めます。

よって議案第四十八

号は原案どおり可決いたしました。

○議長(貫井喜代次君)

日程第十議案第四十九号昭和五十一年度福生市一般会計補正予算(第二号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(企画財政課長 上野重勝君登壇)

○企画財政課長(上野重勝君)

御指名をいただきましたので、議案第

四十九号について御説明申し上げます。

本案は昭和五十一年度福生市一般会計補正予算第二号でございまして、先ほど議決をいただきました議員、市長、その他報酬の改定に伴います

人件費千七十四万千円をはじめといたしまして、当面必要といたしまする経費について計上した次第でございます。

その内容について御説明申し上げます。

まず総則におきましては、即決予算六十五億四千二百七十一万四千円に二千四百二十九万四千円追加計上いたしまして、その総額を六十五億六千七百万八千円にしようとするものでございます。

次に歳入について申し上げます。

分担金及び負担金におきまして百二十六万七千円の追加でございしますが、これは老人施設利用者の本人負担金でございまして、その額はそのまま歳出に計上してございます。繰越金において二千三百万円を計上いたしました。

総計五千三百万円としようとするものでございます。この繰越金におきましては五月三十一日現在で、その剰余金が一億二千四百四十二万八千円というような金額になっておりまして、これも繰越明許によりまして使用いたします予算が千四百三十四万五千円ほどございますので、差し引きいたしますと、五十年度決算におきましては一億千余万円の剰余金が出る予定

でございますが、今回 そのうち二千三百万円を補正したものでございます。雑入におきまして二万七千円は福祉協議会が行っております友愛訪問事業につきまして剰余金が出ましたので、それを返還していただくための計上でございます。 あわせまして歳入総額二千四百二十九万四千円でございます。

次に歳出について申し上げます。

議会費におきます六百三十七万二千円は、報酬改定に伴います人件費の計上でございます。 総務費について申し上げます。 総務管理費におき

まして百九十七万五千円は三役の報酬改定が百九十二万五千円、そのほかに福生駅の橋上駅期成会に対する補助金五万円を計上してございます。 徴

税費の十三万八千円はたゞいま上程いたしました農地課税審議会の委員報酬でございます。 選挙費と監査委員費におきましては報酬改定

に伴います人件費でございます。

民生費の社会福祉費におきまして百二十

九万四千円でございますが、これは先ほどの友愛事業につきまして東京都に返還いたします金二万七千円と、分担金で計上いたしました老人保護措

置費の百二十六万七千円をあわせた額でございます。

生活保護費におきま

して二百六十二万八千円でございます。

これは五十年年度精算に基づきます

生活保護費の返還金でございます。

衛生費の保健衛生費におきま

して四万円ですが、これは予防接種とか休日診療におきまして、お医者さん方が通勤あるいは帰られるときに事故が起きた場合に対する補償責任保険料として計上したものでございます。 清掃費におきまして三百十六

万八千円、これは塵介收集委託料として二百四十四万八千円、不燃物収集

委託料として七十二万円の計上でございますが、当初予算におきましては、

前年度と比較して六％の計上を見ておりましたが、その後契約段階におきまして一〇％というように決まりましたので、その不足分として今回計上した次第でございます。 農業費におきまして四百二十九万三千円でございますが、

そのうち緑化保全奨励金といたしまして四百万円、これは先ほど経済課長答弁のとおりでございます。 又、農業委員の報酬の改定として二十九

万三千円でございます。

土木費におきまして都市計画費の二百四十九万九

千円、これは福生駅の自由通路の附帯工事分の工事費が百九十九万、そ

れかつ職員の人件費分として五十九万九千円が計上してございます。この職員の人件費分は、従来一般会計あるいは都市計画会計をもって職員の人件費を負担しておりましたのを、国庫補助との関連で自由通路の方に移しかえたもので、自由通路の方へ百一十万円の人件費を計上いたしました。そのかわり都市計画の総務費の方から四十一万二千円を減額し、さらに区画整理会計の方から五十九万九千円を減額して、この自由通路の方に持つていったものでございます。消防費におきまして六十五万四千円でございしますが、これは消防団員の報酬の改定に伴いますもの五十九万円、それから分国の話所の電話料として六万四千円でございします。教育費におきまして、教育総務費の七十四万四千円は教育委員並びに教育長の報酬改定に伴います人件費でございします。なお、予備費におきまして四十万九千円を調整した次第でございします。

大変雑駁でございしますが、説明といたします。

原案どおり御可決いただきますようお願いいたします。

○議長(貫井喜代次君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

○九番(竹田政勝君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第四十九号については、総務、建設、厚生、三常任委員会に付託し、審査せしめられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) お諮りいたします。

ただいま竹田政勝君から所定の賛成者を得て、本案は総務、建設、厚生、三常任委員会に付託し、審査せしめられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。よって議案第四十九

号は総務、建設、厚生、三常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(貫井喜代次君)

ただいまから二時五分まで休憩いたします。

午後一時五十四分

休憩

午後二時六分

開議

○議長(貫井喜代次君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第十一議案第五十号 昭和五十一年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計補正予算(第一号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(都市計画課長 浅見裕康君 登壇)

○都市計画課長(浅見裕康君)

御指名をいただきましたので、昭和五十一年度区画整理会計補正予算第一号につきまして御説明申し上げます。

今回補正をいたそうとする額は五千万円でございます。これは従来、都の交付金か翌年度に実績交付されて、それを前は新都市建設公社で立てかえるという方法であつたのでございますが、御案内のとおり東口の区画

整理事業につきましては保留地がございけません。したがってそれぞれの当該年度で福生市において一時都の交付金かくるまで立てかえなければいけないという事情になりましたので、特に東京都と公社とで交渉いたしました。初めての例でございしますが、公社から都の交付金が交付されるまでの間、一時負担してもらうというようなことで、今回補正をお願いしたわけでございます。したがって二ページにございます歳入の項が公社負担金というような名称になってございます。

歳入は五千万円を公社負担金で追加しようとするものでございます。

歳出におきましては、人件費の関係につきまして若干減額されておりますが、これは一般会計において財政課長が御説明申し上げましたが、それと同じような形で、福生駅自由通路に関連いたします。地方事務費の充当のために、区画整理会計の職員の三カ月分の人件費関係を含めて今回減額補正し、それを一般会計へ計上変更したというような実情でございます。事業費の五千万円は、おかげさまでもちまして四月下旬から五月にかけて、一部仮換地の指定が終わりました。今後補償の

交渉に入り、さらに家屋移転が始まるわけでございますけれども、現予算が二億八千余万円となっておりますが、これを今回五千万円追加し、当面第一期工事の事業に充当しようとするものでございます。

歳入歳出それぞれ五千万円を今回補正をいたしまして、予算総額を二億八百万九千円と定めようとするものでございます。

非常に難駁な御説明で恐縮でございますが、よろしく御審議を賜りまして、原案御決定くださるようお願い申し上げます。

○議長(貫井喜代次君)

以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

以上で質疑を終わります。

○九番(竹田政勝君)

この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第五十号については、建設委員会に付託し、審査せしめられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

お諮りいたします。

ただいま竹田政勝君から所定の賛成者を得て、本案は建設委員会に付託し、審査せしめられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

御異議なしと認めます。

よって議案第五十号

は建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(貫井喜代次君)

日程第十二議案第五十一号市道路路線の認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(建設課長 黒田 登君登壇)

○建設課長(黒田 登君)

御指名をいただきまして、議案第五十一号市道路路線の認定について提案理由とその内容を御説明申し上げます。

まず市道第二八三号線について、この路線は昭和四十四年五月議会に

おいて、道路新設の請願が採択されたものであります。道路築造工事は本年三月完了したものであります。道路敷地は吉岡喜代造氏ほか十五名の寄付によるものであります。場所につきましては第一中学校の東南、ベッスル教会の横から八高線とほぼ平行しており、市道第一六号線に接したところを起点として、市道第二号線に通じる路線であります。

幅員六メートル、延長は二百二十六メートルとなっております。なお、終点の市道第二号線については、第二期工事として現在拡幅計画中であります。すでに用地交渉を進めており、承諾の見通しも立っております。

市道第二八四号線について申し上げます。この路線は熊川武蔵野地内ボングラブのわきに新設した道路であります。五日市街道に接したところを起点として、市道第七八号線に接続するものであります。幅員四メートルの部分の延長が十一メートル、幅員五メートルの部分の延長が四十四メートルで、総延長五十五メートルであります。

市道第二八五号線について申し上げます。この路線は牛浜の清水工業前の五日市街道に接したところから田代伝三郎氏宅裏側の市道第

二二三号線に接続する私道路を、今回高橋頼雄氏から寄付申し入れされたものであります。幅員四メートル、延長六十七メートルとなっております。

なお、接続する市道第二一三号線については幅員一・八メートルであります。これについては田代伝三郎氏から寄付によって幅員四メートルが確保できることになっております。

市道第二八六号線について申し上げます。この路線は熊牛の西村医院の西側にありまして、市営住宅に通じる幅員三・六メートル、延長五十四・七メートルの私道路で、今回寿崎徳久氏から寄付申し入れされたものであります。起点は市営住宅側の市道第二〇八号線に接したところとし、市道第二〇五号線に接したところを終点としたものであります。

市道第二二四号線について申し上げます。この路線は奥多摩街道沿いの金柵がソリスタンドの南側の角から第七小学校に通じる幅員六メートル、延長百二十一・七メートルの道路であります。用地買収、築造工事とも防衛補助事業で施行したものであります。起点は牛浜二二一番地先、終点は北田園一丁目三〇番地先であります。